(傍線部分は改正部分)

改正後

枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材についての検査方法

1 適用範囲

この検査方法は、日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)第10条第1項及び同法 第30条第1項の規定による認証を受けた取扱業者及び外国取扱業者が行う枠組壁工法構造用製材及 び枠組壁工法構造用たて継ぎ材についての検査方法を規定する。

2 検査の種類

検査は、次のいずれかの方法によって行わなければならない。

a) 最終製品における検査

- 1) 検査を分けて理化学検査(煮沸繰返し試験,減圧加圧試験,含水率試験,曲げ試験,保存処理 試験又は引張り試験に係る検査をいう。以下同じ。)及び外面検査(検査であって理化学検査 以外のものをいう。以下同じ。)とする。
- 2) 理化学検査は、抽出して行う。
- 3) 外面検査は、抽出して行う。ただし、抽出して行うことが検査の能率その他の理由によって適 当でないと認められる場合には、各個に行ってもよい。
- **4)** 検査を抽出して行う場合の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は<u>, 箇条3</u>に定めるところによる。

b) 製造工程における検査

製造工程における検査は、 **箇条4**に定めるところによる。

3 最終製品における検査

3.1 第1種検査方法

3.1.1 抽出の割合等

3.1.1.1 枠組壁工法構造用製材(MSR 枠組材を除く。以下同じ。)

a) 理化学検査

品目<u>,樹種又は樹種群</u>及び製造条件が同一と認められ<u>,かつ</u>,同一等級に格付しようとする 20 日 分以内の製造荷口を検査荷口とし<u>,その</u>抽出の割合及び方法は<u>,JAS 0600-1</u> の<u>附属書 AA.1</u> による。

b) 外面検査

<u>a</u>)の検査荷口から無作為に<u>表 1</u> の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い<u>,それぞれ</u>右欄に掲げる試料枠組壁工法構造用製材を抽出する。

表1-外面検査における枠組壁工法構造用製材の抽出数

改正前

枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材についての検査方法

(新設)

1 この検査方法は、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の検査について適用する。

(新設)

(新設)

- 2 検査を分けて理化学検査(煮沸繰返し試験、減圧加圧試験、含水率試験、曲げ試験、保存処理試験 験又は引張り試験に係る検査をいう。以下同じ。)及び外面検査(検査であって理化学検査以外の ものをいう。以下同じ。)とする。
- <u>3</u> 検査は、抽出して行う。ただし、外面検査にあっては、抽出して行うことが検査の能率その他の 理由により適当でないと認められる場合には、各個に行うことができる。

(新設)

4 検査を抽出して行う場合の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、5から8までに定めるところによる。

(新設)

(新設)

5 第1種検査方法

- (1) 抽出の割合等
 - ア 枠組壁工法構造用製材 (MSR枠組材を除く。以下同じ)
 - (7) 理化学検査

品目、樹種及び製造条件が同一と認められ、かつ、同一等級に格付しようとする20日分以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格(昭和49年7月8日農林省告示第600号。以下「規格」という。)別記の1の(1)のア及びイによる。

(イ) 外面検査

<u>(7)</u>の検査荷口から無作為に<u>次の表</u>の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い<u>、それ</u>ぞれ右欄に掲げる試料を抽出する。

(新設)

単位 本

	<u></u>
検査荷口の大きさ	試料の数
<u>500 以下</u>	<u>50</u>
501 以上 1 200 以下	<u>80</u>
1 201 以上 3 200 以下	<u>125</u>
<u>3 201 以上</u>	<u>200</u>

3.1.1.2 MSR 枠組材

a) 理化学検査

製造条件が同一と認められ<u>,</u>かつ<u>,</u>同一等級に格付しようとする <u>20</u> 日分以内の製造荷口を検査荷口とし,その抽出の割合及び方法は,**JAS 0600-1** の**附属書 A A.1** による。

b) 外面検査

a)の検査荷口から無作為に<u>表 2</u> の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い<u>,それぞれ</u>右欄に掲げる試料 MSR 枠組材を抽出する。

表2一外面検査における MSR 枠組材の抽出数

<u>単位</u> 本

	<u> </u>
検査荷口の大きさ	試料の数
3 000 以下	<u>80</u>
3 001 以上 6 000 以下	<u>125</u>
6 001 以上 10 000 以下	<u>200</u>
10 001 以上 20 000 以下 ^{a)}	<u>250</u>

注a) 検査荷口の大きさが 20 000 本を超える場合には、1 荷口がそれぞれ 20 000 本以下となる ようにその検査荷口を分割するものとする。

3.1.1.3 枠組壁工法構造用たて継ぎ材(MSR たて継ぎ材を除く。以下同じ。)

a) 理化学検査

製造条件が同一と認められ、かつ、同一等級に格付しようとする 20 日分以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、JAS 0600-1 の附属書 A A.1 による。

b) 外面検査

a)の検査荷口から無作為に<u>表3</u>の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い<u>、それぞれ</u>右欄に掲げる試料枠組壁工法構造用たて継ぎ材を抽出する。

表3-外面検査における枠組壁工法構造用たて継ぎ材の抽出数

単位 本

検査荷口の大きさ	試料の数
3 000 以下	<u>80</u>
3 001 以上 6 000 以下	<u>125</u>
6 001 以上 10 000 以下	<u>200</u>
10 001 以上 20 000 以下 ^{a)}	<u>250</u>

注 <u>検査荷口の大きさが 20 000 本を超える場合には、1 荷口がそれぞれ 20 000 本以下となる</u>ようにその検査荷口を分割するものとする。

検 査 荷 口 の 大 き さ	試 料 の 数
500本以下	50本
501本以上 1,200本以下	80本
1,201本以上 3,200本以下	125本
3,201本以上	200本

イ MSR枠組材

(ア) 理化学検査

製造条件が同一と認められ、かつ、同一等級に格付しようとする 20 日分以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、規格別記の1 の(1)のア及びウによる。

(イ) 外面検査

(ア)の検査荷口から無作為に、次の表の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる数の試料MSR枠組材を抽出する。

(新設)

検 査 荷 口	の 大 き さ	試料の数
	3,000本以下	80本
3,001本以上	6,000本以下	125本
<u>6,001本以上</u>	10,000本以下	200本
10,001本以上	20,000本以下	<u>250本</u>

- (注) 検査荷口の大きさが20,000本を超える場合には、1荷口がそれぞれ20,000 本以下となるようにその検査荷口を分割するものとする。
- ウ 枠組壁工法構造用たて継ぎ材(MSRたて継ぎ材を除く。以下同じ)

(ア) 理化学検査

製造条件が同一と認められ、かつ、同一等級に格付しようとする<u>20</u>日分以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、別記の1の(2)のアによる。

(4) 外面検査

(ア)の検査荷口から無作為に、次の表の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる<u>数の</u>試料枠組壁工法構造用たて継ぎ材を抽出する。

(新設)

検 査 荷 口	の 大 き さ	試料の数
	3,000本以下	<u>80本</u>
3,001本以上	6,000本以下	125本
<u>6,001本以上</u>	10,000本以下	200本
<u>10,001本以上</u>	20,000本以下	<u>250本</u>

(注) 検査荷口の大きさが20,000本を超える場合には、1荷口がそれぞれ20,000

3.1.1.4 MSR たて継ぎ材

a) 理化学検査

製造条件が同一と認められ<u>、かつ</u>、同一等級に格付しようとする <u>20</u> 日分以内の製造荷口を検査荷口とし<u>、その</u>抽出の割合及び方法は<u>,JAS 0600-1</u> の<u>附属書 A A.1</u> による。

b) 外面検査

<u>a)</u>の検査荷口から無作為に<u>表 4</u> の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い<u>、それぞれ</u>右欄に掲げる試料 MSR たて継ぎ材を抽出する。

表 4 一外面検査における MSR たて継ぎ材の抽出数

単位 本

検査荷口の大きさ_	試料の数
3 000 以下	<u>80</u>
3 001 以上 6 000 以下	<u>125</u>
6 001 以上 10 000 以下	<u>200</u>
10 001 以上 20 000 以下a)	<u>250</u>

注a) 検査荷口の大きさが 20 000 本を超える場合には、1 荷口がそれぞれ 20 000 本以下となるようにその検査荷口を分割するものとする。

3.1.2 検査に係る格付の基準

3.1.2.1 枠組壁工法構造用製材

a) 理化学検査

<u>JAS 0600-2</u> の<u>箇条 5</u> に<u>よって</u>試験を行い<u>,その</u>結果**,JAS 0600-1** の**附属書 A A.2** に<u>よって</u>合格又は不合格を判定する。

b) 外面検査

3.1.1.1 b)の規定によって抽出した試料の単位体ごとに各試料枠組壁工法構造用製材について JAS 0600 に基づいて外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格品の数が、表5の左欄に掲げる試料の数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口のものをその等級に合格とする。

表5一枠組壁工法構造用製材の外面検査の合格とする数

単位 本

試料の数	合格とする数
<u>50</u>	<u>43</u>
<u>80</u>	<u>70</u>
<u>125</u>	<u>111</u>
<u>200</u>	<u>179</u>

3.1.2.2 MSR 枠組材

a) 理化学検査

<u>JAS 0600-2 の箇条 5</u> に<u>よって</u>試験を行い<u>、その</u>結果<u>,JAS 0600-1 の附属書 A A.2</u> に<u>よって</u>合格又は不合格を判定する。

本以下となるようにその検査荷口を分割するものとする。

エ MSRたて継ぎ材

(ア) 理化学検査

製造条件が同一と認められ、かつ、同一等級に格付しようとする<u>20</u>日分以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、規格別記の1の(2)のア及びイによる。

(イ) 外面検査

<u>(ア)</u>の検査荷口から無作為に<u>次の表</u>の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い<u>そ</u>れぞれ右欄に掲げる数の試料MSRたて継ぎ材を抽出する。

(新設)

検 査 荷 口	の 大 き さ	試料の数
	3,000本以下	80本
3,001本以上	6,000本以下	125本
<u>6,001本以上</u>	10,000本以下	200本
<u>10,001本以上</u>	20,000本以下	<u>250本</u>

(注) 検査荷口の大きさが20,000本を超える場合には、1荷口がそれぞれ20,000 本以下となるようにその検査荷口を分割するものとする。

(2) 検査に係る格付の基準

ア 枠組壁工法構造用製材

(7) 理化学検査

規格別記の3により試験を行い、その結果、規格別記の2により合格又は不合格を判定する。

<u>(イ)</u> 外面検査

(1)のアの(4)の規定により抽出した各試料枠組壁工法構造用製材について規格に基づいて外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格品の数が、次の表の左欄に掲げる試料の数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口の枠組壁工法構造用製材をその等級に格付する。

(新設)

試 料 の 数	合格とする数
50本	<u>43本</u>
<u>80本</u>	<u>70本</u>
<u>125本</u>	111本
200本	179本

イ MSR枠組材

(7) 理化学検査

<u>規格別記の3</u>に<u>より</u>試験を行い<u>、その</u>結果<u>、規格別記の2</u>に<u>より</u>合格又は不合格を判定する。

b) 外面検査

3.1.1.2 b)の規定によって抽出した試料の単位体ごとに各試料 MSR 枠組材について JAS 0600 に基づいて外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格品の数が、表6の左欄に掲げる試料の数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口のものをその等級に合格とする。

表 6 - MSR 枠組材の外面検査の合格とする数

単位 本

	<u> </u>
試料の数	<u>合格とする数</u>
<u>80</u>	<u>71</u>
<u>125</u>	<u>112</u>
<u>200</u>	<u>181</u>
<u>250</u>	<u>227</u>

3.1.2.3 枠組壁工法構造用たて継ぎ材

a) 理化学検査

JAS 0600-2 の箇条 5 に<u>よって</u>試験を行い<u>、その</u>結果<u>,JAS 0600-1 の附属書 A A.2</u> に<u>よって</u>合格又は不合格を判定する。

b) 外面検査

3.1.1.3 b)の規定に<u>よって</u>抽出した<u>試料の単位体ごとに</u>各試料枠組壁工法構造用たて継ぎ材について JAS 0600 に基づいて外面検査を行い<u>、その</u>結果<u>、格付しよう</u>とする等級の基準に達したもの<u>を合格品とし</u>、その合格品の数が<u>表7</u>の左欄に掲げる<u>試料</u>の数の区分に従い<u>、それぞれ</u>右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口のものをその等級に合格とする。

表 7 一枠組壁工法構造用たて継ぎ材の外面検査の合格とする数

単位 本

試料の数	<u>合格とする数</u>
<u>80</u>	<u>71</u>
<u>125</u>	<u>112</u>
<u>200</u>	<u>181</u>
<u>250</u>	227

3.1.2.4 MSR たて継ぎ材

a) 理化学検査

JAS 0600-2 の箇条 5 に<u>よって</u>試験を行い<u>、その</u>結果<u>,JAS 0600-1 の附属書 A A.2 によって</u>合格又は不合格を判定する。

b) 外面検査

3.1.1.4 b) の規定によって抽出した試料の単位体ごとに各試料 MSR たて継ぎ材について JAS 0600 に基づいて外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格品の数が、表8 の左欄に掲げる試料の数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口のものをその等級に合格とする。

(イ) 外面検査

(1)のイの(4)の規定により抽出した各試料MSR枠組材について規格に基づいてその外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものの数が、次の表の左欄に掲げる試料MSR枠組材の数の区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口のMSR枠組材をその等級に格付する。

(新設)

試料の数	合格とする数
80本	71本
<u>125本</u>	112本
<u>200本</u>	181本
<u>250本</u>	227本

ウ 枠組壁工法構造用たて継ぎ材

(7) 理化学検査

<u>規格別記の3</u>に<u>より</u>試験を行い<u>、その</u>結果<u>、規格別記の2</u>に<u>より</u>合格又は不合格を判定する。

(イ) 外面検査

(1)のウの(4)の規定により抽出した各試料枠組壁工法構造用たて継ぎ材について<u>規格</u>に基づいてその外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものの数が、 次の表の左欄に掲げる試料枠組壁工法構造用たて継ぎ材の数の区分に従い、それぞれ同表の 右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口の枠組壁工法構造用たて継ぎ材 をその等級に格付する。

(新設)

試料の数	<u>合格とする数</u>
80本	71本
125本	112本
<u>200本</u>	181本
<u>250本</u>	227本

<u>エ</u> MSRたて継ぎ材

(7) 理化学検査

<u>規格別記の3</u>に<u>より</u>試験を行い<u>、その</u>結果<u>、規格別記の2</u>に<u>より</u>合格又は不合格を判定する。

(イ) 外面検査

(1)のエの(i)の規定により抽出した各試料MSRたて継ぎ材について規格に基づいて<u>その</u>外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものの数が、次の表の左欄に掲げる試料MSRたて継ぎ材の数の区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口のMSRたて継ぎ材をその等級に格付する。

表8-MSR たて継ぎ材の外面検査の合格とする数

<u>単位</u> 本

試料の数	<u>合格とする数</u>
<u>80</u>	<u>71</u>
<u>125</u>	<u>112</u>
<u>200</u>	<u>181</u>
<u>250</u>	<u>227</u>

3.2 第2種検査方法への移行

<u>3.1</u> に定めるところに<u>よって</u>検査を行った結果<u>、その</u>検査荷口のものが連続して <u>5</u> 回合格に格付されたときは<u>、その</u>検査荷口に係る工場の製品については<u>、それ</u>以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は<u>、3.3</u> に定めるところによる。

3.3 第2種検査方法

3.3.1 抽出の割合等

3.3.1.1 枠組壁工法構造用製材

a) 理化学検査

3.1.1.1 a)の規定を準用する。この場合において<u>3.1.1.1 a</u>)中 "品目<u></u>樹種又は樹種群及び製造条件"とあるのは<u>"3.2</u> の規定に<u>よって</u>検査が <u>3.3</u> に定めるところによることとなった<u>枠組壁工法構造用製材</u>で品目<u></u>樹種又は樹種群及び製造条件"と<u>"20</u>日分"とあるのは<u>"50</u>日分"と読み替えるものとする。

b) 外面検査

a)の検査荷口から無作為に80本の試料枠組壁工法構造用製材を抽出する。

3.3.1.2 MSR 枠組材

a) 理化学検査

3.1.1.2 a) の規定を準用する。この場合において, 3.1.1.2 a) 中 "製造条件" とあるのは "3.2 の規定によって検査が 3.3 に定めるところによることとなった MSR 枠組材で製造条件" と, "20 日分" とあるのは "50 日分" と読み替えるものとする。

b) 外面検査

a)の検査荷口から無作為に 125 本の試料 MSR 枠組材を抽出する。

3.3.1.3 枠組壁工法構造用たて継ぎ材

a) 理化学検査

3.1.1.3 a)の規定を準用する。この場合において, 3.1.1.3 a)中 "製造条件" とあるのは "3.2 の規定によって検査が 3.3 に定めるところによることとなった枠組壁工法構造用たて継ぎ材で製造条件"と, "20 日分"とあるのは "50 日分"と読み替えるものとする。

b) 外面検査

a)の検査荷口から無作為に125本の試料枠組壁工法構造用たて継ぎ材を抽出する。

3.3.1.4 MSR たて継ぎ材

a) 理化学検査

3.1.1.4 a)の規定を準用する。この場合において, 3.1.1.4 a)中 "製造条件" とあるのは "3.2 の規定によって検査が 3.3 に定めるところによることとなった MSR たて継ぎ材で製造条件"と, "20 日分

(新設)

試料の数	合格とする数
80本	71本
<u>125本</u>	112本
200本	181本
250本	227本

6 第2種検査方法への移行

<u>5</u>に定めるところに<u>より</u>検査を行った結果<u>、その</u>検査荷口のものが連続して<u>5</u>回合格に格付されたときは<u>、その</u>検査荷口に係る工場の製品については<u>、それ</u>以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、7に定めるところによるものとする。

7 第2種検査方法

(1) 抽出の割合等

ア 枠組壁工法構造用製材

(7) 理化学検査

<u>5の(1)のアの(7)</u>の規定を準用する。この場合において、<u>同(7)</u>中<u>「</u>品目<u>、樹種</u>及び製造条件<u>」とあるのは「6の規定により検査が7</u>に定めるところによることとなった<u>もの</u>で品目<u>、樹</u>種及び製造条件」と、「20日分」とあるのは「50日分」と読み替えるものとする。

(イ) 外面検査

(ア)の検査荷口から無作為に80本の試料を抽出する。

イ MSR枠組材

(7) 理化学検査

<u>5の(1)のイの(7)</u>の規定を準用する。この場合において、<u>同(7)</u>中<u>「</u>製造条件<u>」</u>とあるのは<u>「6</u>の規定に<u>より</u>検査が<u>7</u>に定めるところによることとなった<u>MSR枠組材</u>で製造条件<u>」</u>と、「20日分」とあるのは「50日分」と読み替えるものとする。

(イ) 外面検査

(ア)の検査荷口から無作為に、125本の<u>試料MSR枠組材</u>を抽出する。

ウ 枠組壁工法構造用たて継ぎ材

(7) 理化学検査

<u>5の(1)のウの(7)</u>の規定を準用する。この場合において<u>、同(7)中「製造条件」</u>とあるのは<u>「6の規定により</u>検査が<u>7</u>に定めるところによることとなった枠組壁工法構造用たて継ぎ材で製造条件」と、「20日分」とあるのは「50日分」と読み替えるものとする。

(4) 外面検査

(ア)の検査荷口から無作為に、125本の試料枠組壁工法構造用たて継ぎ材を抽出する。

エ MSRたて継ぎ材

(ア) 理化学検査

<u>5の(1)のエの(7)</u>の規定を準用する。この場合において、同(7)中「製造条件」とあるのは「6の規定により検査が7に定めるところによることとなったMSRたて継ぎ材で製造条

<u>"</u>とあるのは<u>"50</u>日分<u>"</u>と読み替えるものとする。

b) 外面検査

a)の検査荷口から無作為に 125 本の試料 MSR たて継ぎ材を抽出する。

3.3.2 検査に係る格付の基準

3.3.2.1 枠組壁工法構造用製材

a) 理化学検査

3.1.2.1 a)の規定を準用する。

b) 外面検査

3.3.1.1 b)の規定によって抽出した各試料枠組壁工法構造用製材について JAS 0600 に基づいて外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格の数が 69本以上であるときは、当該検査荷口の枠組壁工法構造用製材をその等級に合格とする。

3.3.2.2 MSR 枠組材

a) 理化学検査

3.1.2.2 a)の規定を準用する。

b) 外面検査

<u>3.3.1.2 b)</u>の規定に<u>よって</u>抽出した<u>各試料 MSR 枠組材</u>について <u>JAS 0600</u> に基づいて外面検査を行い<u>、その</u>結果<u>,格付しよう</u>とする等級の基準に達したもの<u>を合格品とし</u>,その合格の数が <u>111</u> 本以上であるときは,当該検査荷口の MSR 枠組材をその等級に合格とする。

3.3.2.3 枠組壁工法構造用たて継ぎ材

a) 理化学検査

3.1.2.3 a)の規定を準用する。

b) 外面検査

3.3.1.3 b)の規定によって抽出した各試料枠組壁工法構造用たて継ぎ材について JAS 0600 に基づいて外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格の数が 111 本以上であるときは、当該検査荷口の枠組壁工法構造用たて継ぎ材をその等級に合格とする。

<u>3.3.2.4</u> MSR たて継ぎ材

a) 理化学検査

3.1.2.4 a)の規定を準用する。

b) 外面検査

3.3.1.4 b)の規定によって抽出した各試料 MSR たて継ぎ材について JAS 0600 に基づいて外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格の数が 111 本以上であるときは、当該検査荷口の MSR たて継ぎ材をその等級に合格とする。

3.4 第1種検査方法への移行

3.3 に定めるところに<u>よって</u>検査を行った結果<u>、その</u>検査荷口のものがその格付しようとする等級に合格されない場合が生じたときは<u>、その</u>検査荷口に係る工場の製品については<u>、それ</u>以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は<u>、3.1</u> に定めるところによる。

4 製造工程における検査

件」と、「20日分」とあるのは「50日分」と読み替えるものとする。

(イ) 外面検査

(ア)の検査荷口から無作為に、125本の試料MSRたて継ぎ材を抽出する。

(2) 検査に係る格付の基準

ア 枠組壁工法構造用製材

(7) 理化学検査

5の(2)のアの規定を準用する。

(イ) 外面検査

(1)のアの(イ)により抽出した各試料枠組壁工法構造用製材について<u>規格</u>に基づいて外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格の数が69本以上であるときは、当該検査荷口の枠組壁工法構造用製材をその等級に格付する。

<u>イ</u> MSR枠組材

(7) 理化学検査

5の(2)のイの(7)の規定を準用する。

(イ) 外面検査

(1)のイの(ℓ)の規定により抽出した各試料MSR枠組材について規格に基づいて外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものの数が、 ℓ 111本以上であるときは、当該検査荷口のMSR枠組材をその等級に格付する。

ウ 枠組壁工法構造用たて継ぎ材

(7) 理化学検査

5の(2)のウの(ア)の規定を準用する。

(イ) 外面検査

(1)のウの(イ)の規定により抽出した各試料枠組壁工法構造用たて継ぎ材について規格に基づいて外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものの数が、111本以上であるときは、当該検査荷口の枠組壁工法構造用たて継ぎ材をその等級に格付する。

<u>エ</u> MSRたて継ぎ材

(ア) 理化学検査

5の(2)のエの(7)の規定を準用する。

(イ) 外面検査

(1)のエの(ℓ)の規定により抽出した各試料MSRたて継ぎ材について規格に基づいて外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものの数が、111本以上であるときは、当該検査荷口のMSRたて継ぎ材をその等級に格付する。

8 第1種検査方法への移行

7に定めるところに<u>より</u>検査を行った結果<u>、その</u>検査荷口のものがその格付しようとする等級に 格付されない場合が生じたときは<u>、その</u>検査荷口に係る工場の製品については<u>、それ</u>以後の抽出の 割合等及び検査に係る格付の基準は、5に定めるところによるものとする。

(新設)

4.1 抽出の割合等

品目、樹種又は樹種群及び製造条件が同一と認められ、かつ、同一等級に格付しようとする原則として1日分以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、品質管理内部規程 [枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材についての取扱業者の認証の技術的基準(平成 12年6月9日農林水産省告示第817号)の2.2.2 d)に規定する内部規程をいう。以下同じ。]に定めるところによる。

4.2 検査に係る格付の基準

品質管理内部規程に基づいて検査を行い、その結果、品質管理内部規程に基づく品質管理の基準に 達したときは、当該検査荷口を合格に格付する。